

# 北海道宿泊税条例案について

## 条例提案までの倶知安町との協議経過

倶知安町	道
R元年11月から導入	検討中の市町村とともに、 早ければR8年4月の導入をめざす
定率制（2%）	段階的定額制 （100円、200円、500円）
<ul style="list-style-type: none"><li>● 町内事業者の負担軽減が重要</li><li>● 町内は道税を定率制にしてほしい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 町内のみ、定率制（道税）が可能か検討 ⇒道の税制度において実現はできないと判断</li><li>● 倶知安町の負担軽減に向け引き続き協議を進める</li></ul>

第4回定例道議会に条例案を提案

# 北海道宿泊税条例案について

## 条例提案後の動き

町内の負担軽減に向け、  
どのような措置が適切か、さらに検討を継続



倶知安町と最終合意に到達  
(12月10日：知事と町長との電話)

# 北海道宿泊税条例案について

## 倶知安町との3つの合意

- ① **町内は定率制を基本とし、町と道の双方の制度を修正。**
- ② **道の宿泊税に相当する額を道に交付する場合は、道宿泊税条例の規定を適用しない（道税を課税しない）。**
- ③ **上記について、総務省の同意が得られなかった場合は、元の道案（段階的定額制）に戻る。**